

答 申 第 2 号
平成 16 年 3 月 29 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 藤 岡 幹 恭

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成 16 年 2 月 12 日付け税第 564 号及び平成 16 年 2 月 20 日付け情第 559 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第 8 条第 2 項関係）について

諮問された事項については、いずれも公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

なお、オンライン結合による個人情報の提供を行うに当たっては、業務に従事する職員等に対する十分な指導や研修を行い、個人情報の適正な取扱いが徹底されることを要望します。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項関係）

特定のものに対する提供

整理番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
1	たばこ流通情報管理システム	たばこの特定販売業者、卸売販売業者、小売販売業者	総務省、都道府県、(財)地方自治情報センター	<p>たばこ税課税事務において、たばこの卸売販売業者等から営業の開始届等があった場合の関係都道府県間の通知等を迅速かつ適切に行い、課税の適正化を図るためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、担当者の特定期間やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられることとなっている。</p> <p>システムの管理等は、(財)地方自治情報センターに委託しているが、当該委託契約において、必要な保護措置が明記されることとなっている。</p>
2	電子申請・届出システム	申請者	申請者本人	<p>従来、紙媒体による郵送、来庁等により行ってきた各種の申請・届出手続をインターネットを利用して行うことにより申請者の利便性の向上や行政手続の簡素化、効率化を図ることを目的とする電子県庁を構築する上で必要なシステムである。</p> <p>このシステムは、申請等に係る処理の状況及び審査の結果を申請者本人に限定して提供するものであり、ID、パスワード等による本人確認を行うなど適切な保護措置が講じられることとなっている。</p> <p>システム上、申請者から送信されるデータの暗号化等によりデータの漏えい、改ざん防止措置が講じられるほか、システムの利用規約の整備やデータへのアクセス制限等により、職員の目的外利用・提供を禁止する措置が講じられることとなっている。</p>

徳島県個人情報保護審査会審議経過

年 月 日	内 容
平成16年 3月18日 (第8回審査会)	諮 問 (オンライン結合による個人情報の提供制限の 例外に関する事項) 審 議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
藤 岡 幹 恭	徳島文理大学総合政策学部長	会 長
松 尾 博	徳島県情報公開審査会会長	
真 鍋 忠 敬	弁護士	会長職務代理者
三 好 登美子	元徳島県立富岡西高等学校長	
山 下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	

(五十音順)